

37. 鋼船規則 P 編における改正点の解説 (海底資源掘削船におけるガス検知警報装置の設置場所)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 P 編中、海底資源掘削船におけるガス検知警報装置の設置場所に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2023 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われた海底資源掘削船に適用されている。

2. 改正の背景

IACS 統一規則 (UR) D11 では、海底資源掘削船における消火設備に関する要件を規定しており、本会は当該要件を既に鋼船規則 P 編に取り入れている。

IACS は、海底資源掘削船に要求される固定式ガス検知警報装置の設置場所を明確化するべく、IACS UR D11(Rev.4)を 2021 年 12 月に採択したが、その後、明確化した規定の一部に、設置場所に関する誤解を生む表現があることが確認された。

これを受け、固定式ガス検知警報装置の設置場所に関する規定の修正が行われ、2022 年 12 月に IACS UR D11(Rev.4/Corr.1)として採択した。

このため、IACS UR D11(Rev.4/Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

海底資源掘削船に要求される固定式ガス検知警報装置の設置場所について、次のとおり表現の修正を行った。

(改正前)

内部の圧力を陽圧とすることで爆発を防止する構造とした掘削機器操作室の通風装置の吸気口

(改正後)

陽圧状態の掘削機器操作室における通風装置の吸気口